

# スタート! 医療ADR

平成19年9月から東京三弁護士会の仲裁センター(一・二弁)・紛争解決センター(東弁)の中に医療紛争を取り扱う医療ADRが新設されることとなりました。

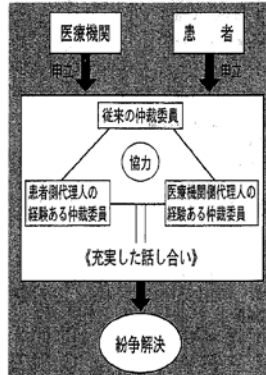
**特徴** この医療ADRは、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会から医療紛争を数多く扱う委員(患者側15名 医療側15名)が、仲裁委員として各1名ずつ関与し、従来の仲裁委員と協力しながら話し合いを行ってゆく形をとることが特徴となります。この2名の新しい仲裁委員の関与により、従来理解が困難とされていた医療紛争に関して、スムーズな話し合いを導くことができるものと考えています。

**注意** ただ、注意していただきたいのは、2名の新たな仲裁委員は、医療機関側代理人経験者、患者側代理人経験者という立場で関与しますが、あくまでも中立的な仲裁委員として関与するものであり、申立人あるいは相手方の側に立ち、その立場から各々の利益のために主張をしてゆくという性質の委員ではないという点です。もちろん、この記事をお読みいただいている先生方にはお分かりのことなのですが、実際に申立をされる患者さんご本人、あるいは相手方となる医療機関が、自分の側に立ってくれる仲裁の委員ができたと思われてしまうと、それだけで新たな紛争の種になりかねませんので、この点は是非ご注意ください。あくまでも、医療紛争の特性を知る医療事件の経験が豊富な弁護士が、中立的な立場から、当事者による自主的な紛争解決を目指すべく話し合いをスムーズに進め、解決のために事実関係の説明や争点の整理等を行うお手伝いをさせていただくものとお考え下さい。

**具体的な進行** 仲裁センター・紛争解決センターにおける話し合いは、当事者の努力による円満な紛争の解決を目指すものですので、過失・因果関係という法的観点にのみ絞って、他の事実関係を切り捨てるという事は行いません。

医療機関に対する不平・不満等があれば、それを率直に当該医療機関に伝え、必要であれば今後の医療の改善のために検討してもらうという形も当然考えています。

その意味では、事実経過も含めて、訴訟とは異なり証拠によって白黒を付けるのではなく、当事者の話し合いや説明による相互理解を図ることからスタートすることになるものです。



**費用について** 今回の医療ADRは三会共通で行われることとなり、申立手数料、期日手数料、成立手数料は、三会共通となりましたので、どの弁護士会に申し立てても費用が変わることはありません。

申立手数料は10,500円(消費税込)、期日手数料は6,250円(消費税込)(申立人・相手方が各々上記金額をお支払いいただきますので、両者の合計で1期日で10,500円となります。)

成立手数料は紛争解決額により異なりますが、例えば、100万円の場合は、84,000円となります。成立手数料の負担割合は、仲裁委員等が定めることとなります。

## 東京三弁護士会医療ADR 仲裁人候補者名簿

### ◆医療側仲裁人候補者

所属会	氏名	事務所名
二弁	秋 篠 信 幸	32 秋篠・高橋法律事務所
一弁	加 々 美 光 子	37 西内・加々美法律事務所
一弁	加 藤 賢 42	虎ノ門南法律事務所
二弁	木 崎 孝 43	兼子・若松法律事務所
一弁	木ノ元 直 樹 40	木ノ元総合法律事務所
二弁	児 三 安 司 46	三宅坂総合法律事務所
一弁	小 西 貞 行 47	小西貞行法律事務所
東弁	高 芝 利 仁 26	高芝法律事務所
一弁	堀 源 慎 治 53	堀源法律事務所
一弁	西 内 岳 37	西内・加々美法律事務所
一弁	平 沼 直 人 48	平沼高明法律事務所
二弁	水 沼 太 郎 52	三宅坂総合法律事務所
東弁	南 出 行 生 28	シリウス総合法律事務所
東弁	宮 澤 潤 39	宮澤潤法律事務所
二弁	森 山 満 43	森山経営法律事務所

### ◆患者側仲裁人候補者

所属会	氏名	事務所名
東弁	安 東 宏 31	安東宏三法律事務所
東弁	五十嵐 裕 美 46	弁護士法人東形ワカウ法律事務所
東弁	石 井 美 生 47	すずかけ法律事務所
東弁	石 川 順 子 37	東京あさひ法律事務所
東弁	大 森 夏 織 44	東京南都法律事務所
東弁	鈴木 利 廣 28	すずかけ法律事務所
東弁	関 智 文 30	関智文法律事務所
二弁	中 山 ひ と み 43	豊ヶ岡総合法律事務所
東弁	羽 賀 千 菜 子 39	羽賀千菜子法律事務所
東弁	藤 田 謙 也 30	藤田・柳原法律事務所
東弁	松 井 雅 規 48	すずかけ法律事務所
二弁	森 谷 和 馬 28	仲田・森谷法律事務所
二弁	安 原 幸 彦 29	東京南都法律事務所
東弁	山 崎 進 30	山崎進法律事務所
一弁	弓 仲 志 昭 31	たんぼば法律事務所

※なお、東京三弁護士会の仲裁センター(一・二弁)・紛争解決センター(東弁)に対する申立には、『管轄』等の制限はありません。